5　［略］

一　点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。

二　点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

三　落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

四～八　［略］

九　点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。

十　電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。

十一　点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。

十二　点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。

6　［略］

一　［略］

二　手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。

三～六　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

5　［略］

一　点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。

二　点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、〇・〇一アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。

三　落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

四～八　［略］

九　点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。

十　電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。

十一　電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。

［新設］

6　［略］

一　［略］

二　手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。

三～六　［略］

○経済産業省令第七十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日　経済産業大臣　萩生田光一

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（輸出貿易管理令別表第一関係）	（輸出貿易管理令別表第一関係）
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～十六　［略］	一～十六　［略］
十七　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）	十七　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
ハ　角度の変位を測定するものであって、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇二五度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械（オートコリメータを含む。）を除く。）	ハ　角度の変位を測定するものであって、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇二五度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）
ニ　［略］	ニ　［略］
十八～六十二　［略］	十八～六十二　［略］
第二条　輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第二条**　輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの	一　軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの
イ～ヰ　［略］	イ～ヰ　［略］
ノ　メチルホスホロジクロリダート	［新設］